

人権啓発標語を募集します

●問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎096(248)2399

いじめや部落差別、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者に対する差別などさまざまな人権問題の解決や、人権尊重の社会づくりを訴える標語を募集します。

▼募集内容

標語(規格はありません)

▼応募対象

市内にお住まいの人

▼応募方法

郵送、メールまたは直接提出
※住所・氏名・電話番号を明記してください

▼審査・表彰

市人権フェスティバル実行委員会では審査を行ない、12月5日(土)に開催する『第21回合志市人権フェスティバル』で表彰し、記念品を贈呈します。

▼その他

・作品は1人1点とし、未発表のものに限りです。

・表彰作品は12月5日(土)27日(日)まで、市総合センター「ウィーブル」内に展示します。また、広報紙や市発行のリーフレットへの掲載など、啓発活動に活用します。

▼応募期限

10月30日(金)

▼応募先

市人権フェスティバル実行委員会事務局(人権啓発教育課内)
〒861-1195 竹迫2140
✉jinken@city.koshi.lg.jp

令和7年度表彰作品

さしのべる手
あたたかな心一つを
あなたから
齋藤和子さん
(原口)

男女共同参画推進懇話会便り

男女共同参画推進懇話会

原 恭平さん

第11期合志市男女共同参画推進懇話会の会長を務めることとなりました、原です。

男女共同参画とは、性別にかかわらず誰もが安心して暮らし、自分らしさを発揮できる社会をめざす取り組みです。そのためには、家庭、職場、地域の中に依然としてある「こつあるべき」という固定観念から生まれた、性別による役割の固定化や性的マイノリティに対する偏見などの解消が必要です。

こうした偏見などは、決して個人の価値観の問題だけではなく、かつての社会が作り上げた硬直した価値観の影響でもあります。その一例として、1960年代に起きた『ブルーボーイ事件』が挙げられます。当時は性のあり方に対する理解が十分ではなく、性別適合手術を受けた人々が偏見の目で見られ、さらに施術した医師が法律違反として処罰されました。この出来事は、当時の固定的な価値観が優先されてしまった歴史的一幕

です。

こうしたことを背景に、現在では、性別や性のあり方についての理解が広がり、誰もが尊重される社会づくりが進められています。本市でも、法律婚に限らず、多様な家族の形を公的に認める『合志市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』の導入を本懇話会でも提言し、令和5年度から運用が開始されました。この制度により、日常生活で抱える困りごとや生きづらさを軽減し、誰もが安心して自分らしく暮らせる環境づくりを後押ししています。

男女共同参画の推進は、こうした偏見、固定観念を解消し、誰もが生きやすい地域社会を形成するための重要な取り組みです。本懇話会では、地域の状況や課題を丁寧に把握しながら、関係機関との連携を図りつつ、男女共同参画の視点を市の実情に即した各分野の取り組みに広く反映させることを目指します。



▲市ホームページ
男女共同参画

期日前投票所の投票立会人募集

●問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局 ☎096(248)1112

選挙啓発の一環として、期日前投票所の投票立会人の登録者を募集します。選挙のとき、登録者の中から期日前投票所の立会人をお願いします。

選挙を身近に感じることができる絶好の機会です。皆さんの応募をお待ちしています。

▼資格要件・勤務条件など

資格要件	本市の選挙人名簿に登録 ^{※1} があり選挙権がある人。選挙の知識や経験は問いません。	
	勤務時間	午前8時30分～午後8時(15分前集合)
勤務条件	報酬など	日額13,100円(交通費込み)
	勤務場所	期日前投票所(市役所・西合志図書館)
勤務内容	投票管理者のもと、投票手続きの全般に立ち会い、期日前投票所の投票が公正に行なわれているかを確認します。	

※1 満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上本市に住んでいる人

▼投票立会人登録期間

12月1日～令和12年11月30日まで

▼申込方法

申し込みフォームまたは、市選挙管理委員会事務局へ提出
※申込書は市ホームページからダウンロード

▼申込先

〒861-1195 竹迫2140(総務課内)
選挙管理委員会事務局

▼申込期限

11月30日(月)

▼登録期間中に予定されている選挙

選挙名	任期満了日
県議会議員一般選挙	令和9年4月29日
市議会議員一般選挙	令和9年4月30日
県知事選挙	令和10年4月15日
参議院議員通常選挙	令和10年7月25日
衆議院議員総選挙	令和12年2月7日
市長選挙	令和12年4月1日

※投票日は未定。任期満了日前30日以内に選挙を実施

※選挙種別によって、期日前投票所開設期間が異なります



▲市ホームページ



▲申し込みフォーム

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

副業サポートや投資の名目で 借金させる業者に注意

事例

「簡単に稼げます」というネット広告から登録した業者に、アフィリエイト※で稼ぐためのサポートをするコースを勧められた。「お金がない」と言うので、「消費者金融から借り入れても、稼いだお金で返済できる」と言われたので信用した。消費者金融のアプリを画面共有して、60万円を借り入れ、指定の口座に振り込んだ。しかし、簡単に稼げそうにないので解約したいが、業者と連絡が取れなくなった。

(20代 女性)

※ブログやSNSで企業の製品やサービスを紹介し、そのリンクを経由して購入や申し込みがされた場合に報酬を得る成果報酬型広告の仕組み

解説

SNSや動画広告、インターネット検索などで「いいねを押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーン

ショットを撮るだけ」「コピーするだけ」「相談に乗るだけ」「動画を見るだけ」といった、スキマ時間を使って簡単に稼げるかのような広告が見られますが、こうした文言をうのみにしないようにしましょう。

実際に儲けることができなかった場合には借金だけが残ることになります。サポート契約と借金契約は別の契約なので返済義務があります。

さらに、画面共有でID・パスワードなどを知られてしまったら、勝手に借金される可能性があります。早急に貸金業者に連絡し、ID・パスワードを変更しましょう。

悪質業者は、証拠を残さないために無料通話アプリなどでやり取りした内容を削除するよう言ってくる場合があります。削除せず保存しておきましょう。

勧誘方法によってはクーリング・オフできる場合があります。不安に思ったら消費生活センターへ相談しましょう。



▲市消費生活
センター